



山形県公報

平成17年12月2日(金)
第1698号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                      |                        |      |
|--------------------------------------|------------------------|------|
| 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し.....             | ( 税 政 課 ) ...          | 1340 |
| 軽油引取税に係る特約業者の指定.....                 | ( 同 ) ...              | 同    |
| 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....         | ( 最上総合支庁福祉課 ) ...      | 同    |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....          | ( 庄内総合支庁福祉課 ) ...      | 同    |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                  | ( 同 ) ...              | 1341 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....          | ( 同 ) ...              | 同    |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....                  | ( 同 ) ...              | 同    |
| 同.....                               | ( 同 ) ...              | 1342 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更..... | ( 同 ) ...              | 同    |
| 指定介護老人福祉施設の指定.....                   | ( 同 ) ...              | 同    |
| 指定介護老人福祉施設の指定の辞退.....                | ( 同 ) ...              | 1343 |
| 指定介護療養型医療施設の指定.....                  | ( 同 ) ...              | 同    |
| 指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....               | ( 同 ) ...              | 同    |
| 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....             | ( 農村計画課 ) ...          | 同    |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                  | ( 村山総合支庁農村計画課 ) ...    | 同    |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....                  | ( 同 ) ...              | 1344 |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                   | ( 庄内総合支庁農村計画課 ) ...    | 1345 |
| 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....        | ( 都市計画課 ) ...          | 1346 |
| 道路の位置の指定.....                        | ( 村山総合支庁西村山総務建築課 ) ... | 同    |
| 道路の区域の変更.....                        | ( 同 ) ...              | 同    |
| 道路の位置の指定.....                        | ( 置賜総合支庁建築課 ) ...      | 1347 |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....     | ( 出 納 局 ) ...          | 同    |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                                                   |      |
|---------------------------------------------------|------|
| 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正..... | 同    |
| 政治団体の設立.....                                      | 1348 |
| 資金管理団体の指定.....                                    | 同    |

### 公 告

|                               |               |      |
|-------------------------------|---------------|------|
| 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認..... | ( 農政企画課 ) ... | 同    |
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....          | ( 建設企画課 ) ... | 1349 |
| 警備業法第23条第1項の規定による検定の実施.....   | ( 公安委員会 ) ... | 同    |
| 登録職員団体の解散.....                | ( 人事委員会 ) ... | 1350 |
| 採用候補者名簿の失効.....               | ( 同 ) ...     | 同    |

## 告 示

## 山形県告示第1089号

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)第173条の3第2項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏 名     | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日   |
|---------|-----------------|-----------|
| 仁 藤 敏 也 | 寒河江市若葉町9番6号     | 平成17.7.31 |

## 山形県告示第1090号

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)第173条の3第1項の規定により、特約業者を次のとおり指定した。

平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏 名   | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定年月日     |
|-------|-----------------|-----------|
| 進 藤 桂 | 酒田市広野字中通66番1号   | 平成17.11.1 |

## 山形県告示第1091号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の4第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                     | 事業所の名称及び所在地                               | 身体障害者居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------|------------|
| 特定非営利活動法人<br>オープンハウスこんべいとう<br>新庄市住吉町1051番地2号 | 特定身体障害者デイサービス<br>こんべいとう<br>新庄市住吉町1051番地2号 | 身体障害者デイサービス  | 平成17.11.22 |

## 山形県告示第1092号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地                             | 居宅サービスの種類   | 廃止年月日     |
|-----------------------------------|-----------------------------------------|-------------|-----------|
| 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市西新斎町14番26号 | 短期入所センターおおやま<br>鶴岡市大山三丁目34番1号           | 短期入所生活介護    | 平成17.9.30 |
| 鶴岡市<br>鶴岡市馬場町9番25号                | 鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院<br>鶴岡市湯田川字中田35番地10 | 通所リハビリテーション | 同         |

## 山形県告示第1093号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地                             | 居宅サービスの種類   | 指定年月日     |
|-----------------------------------|-----------------------------------------|-------------|-----------|
| 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市西新斎町14番26号 | 短期入所センターおおやま<br>鶴岡市大山三丁目34番1号           | 短期入所生活介護    | 平成17.10.1 |
| 鶴岡市<br>鶴岡市馬場町9番25号                | 鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院<br>鶴岡市湯田川字中田35番地10 | 通所リハビリテーション | 同         |

## 山形県告示第1094号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                    | 事業所の名称及び所在地                           | 廃止年月日     |
|----------------------------------------|---------------------------------------|-----------|
| 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市西新斎町14番26号      | とようら在宅介護支援センター<br>鶴岡市三瀬字菖蒲田67番1号      | 平成17.9.30 |
| 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市西新斎町14番26号      | 在宅介護支援センターふれあい<br>鶴岡市西新斎町14番26号       | 同         |
| 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市西新斎町14番26号      | 在宅介護支援センターおおやま<br>鶴岡市大山三丁目34番1号       | 同         |
| 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市西新斎町14番26号      | なえづ在宅介護支援センター<br>鶴岡市ほなみ町3番1号          | 同         |
| 社会福祉法人櫛引町社会福祉協議会<br>鶴岡市三千刈字藤掛1番地       | くしびき在宅介護支援センター<br>鶴岡市三千刈字藤掛1番地        | 同         |
| 社会福祉法人温海町社会福祉協議会<br>鶴岡市湯温海字湯之尻521番地の12 | 温海町支援センター愛寿園<br>鶴岡市湯温海字湯之尻521番地の12    | 同         |
| 社会福祉法人余目町社会福祉協議会<br>東田川郡庄内町余目字大塚1番地の2  | 余目町在宅福祉サービスセンター<br>東田川郡庄内町余目字三人谷地70番地 | 同         |

## 山形県告示第1095号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地                      | 指定年月日     |
|-----------------------------------|----------------------------------|-----------|
| 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市西新斎町14番26号 | とようら在宅介護支援センター<br>鶴岡市三瀬字菖蒲田67番1号 | 平成17.10.1 |
| 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市西新斎町14番26号 | 在宅介護支援センターふれあい<br>鶴岡市西新斎町14番26号  | 同         |
| 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市西新斎町14番26号 | 在宅介護支援センターおおやま<br>鶴岡市大山三丁目34番1号  | 同         |

|                                       |                                   |   |
|---------------------------------------|-----------------------------------|---|
| 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市西新斎町14番26号     | なえづ在宅介護支援センター<br>鶴岡市ほなみ町3番1号      | 同 |
| 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市西新斎町14番26号     | くしびき在宅介護支援センター<br>鶴岡市三千刈字藤掛1番地    | 同 |
| 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市西新斎町14番26号     | 温海支援センター愛寿園<br>鶴岡市湯温海字湯之尻521番地の12 | 同 |
| 社会福祉法人庄内町社会福祉協議会<br>東田川郡庄内町余目字大塚1番地の2 | 介護センターほほえみ<br>東田川郡庄内町余目字三人谷地70番地  | 同 |

## 山形県告示第1096号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地                   | 指定年月日      |
|------------------------------|-------------------------------|------------|
| 有限会社 ひかりの郷<br>酒田市若宮町二丁目2番29号 | ケアホームわかみやの郷<br>酒田市若宮町二丁目2番29号 | 平成17.10.27 |

## 山形県告示第1097号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地                      |                                 | 変更年月日      |
|---------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|------------|
|                                 | 変更前                              | 変更後                             |            |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | アイリスケアセンター東大町<br>酒田市東町一丁目6番2号    | アイリスケアセンターこあら<br>酒田市こあら二丁目5番地2号 | 平成17.10.18 |
| 社団法人鶴岡地区医師会<br>鶴岡市馬場町1番34号      | 鶴岡地区医師会在宅サービスセンター<br>鶴岡市馬場町1番47号 | 鶴岡地区医師会ケアプランセンター<br>ふきのとう       | 同 11.1     |

## 山形県告示第1098号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護老人福祉施設の名称 | 所在地           | 指定年月日     |
|---------------|---------------|-----------|
| 特別養護老人ホームおおやま | 鶴岡市大山三丁目34番1号 | 平成17.10.1 |

## 山形県告示第1099号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により次の指定介護老人福祉施設は、その指定を辞退した。  
平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護老人福祉施設の名称 | 所在地           | 辞退の効力<br>発行年月日 |
|---------------|---------------|----------------|
| 特別養護老人ホームおおやま | 鶴岡市大山三丁目34番1号 | 平成17. 9.30     |

## 山形県告示第1100号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護療養型医療施設の名称       | 所在地             | 指定年月日      |
|----------------------|-----------------|------------|
| 鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院 | 鶴岡市湯田川字中田35番地10 | 平成17.10. 1 |

## 山形県告示第1101号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護療養型医療施設の名称       | 所在地             | 辞退の効力<br>発行年月日 |
|----------------------|-----------------|----------------|
| 鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院 | 鶴岡市湯田川字中田35番地10 | 平成17. 9.30     |

## 山形県告示第1102号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事業名      | 地区名   | 工事完了年月日    |
|----------|-------|------------|
| 一般農道整備事業 | 万騎ノ原  | 平成17年9月22日 |
| ため池等整備事業 | 三光堰第二 | 平成15年3月19日 |

## 山形県告示第1103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上川中流土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所                 |
|----------|--------|--------------------|
| 理事       | 中村幸雄   | 山形市大字柏倉65          |
| 同        | 遠藤清一   | 同 東籠野町29 - 3       |
| 同        | 吉田脩治   | 同 陣場一丁目3 - 38      |
| 同        | 渡辺弥寿雄  | 同 長谷堂1286 - 3      |
| 同        | 沼尻光弥   | 東村山郡山辺町大字山辺834     |
| 同        | 會田新吉   | 山形市落合町10 - 3       |
| 同        | 小林幸一郎  | 同 大字上反田42          |
| 同        | 原田紀男   | 同 大字渋江43           |
| 同        | 鈴木重松   | 同 大字漆山3268         |
| 同        | 武田清一郎  | 同 谷柏1410 - 10      |
| 同        | 荒木利孝   | 同 大字内表88           |
| 同        | 吉田晃    | 東村山郡山辺町大字要害621 - 1 |
| 同        | 高野稽理   | 山形市大字門伝114         |
| 同        | 川口傳四郎  | 同 大字陣場新田43         |
| 同        | 佐藤章夫   | 同 南館一丁目9 - 27      |
| 同        | 逸見正志   | 同 上町二丁目6 - 27      |
| 同        | 菊地久    | 同 大字向新田字向野276 - 2  |
| 監事       | 小山利晴   | 同 飯塚町44            |
| 同        | 東海林春雄  | 同 大字青柳513          |
| 同        | 向田作右工門 | 同 大字村木沢387         |

## 山形県告示第1104号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、最上川中流土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年12月2日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所                 |
|----------|--------|--------------------|
| 理事       | 中村幸雄   | 山形市大字柏倉65          |
| 同        | 原田紀男   | 同 大字渋江43           |
| 同        | 武田清一郎  | 同 谷柏1410 - 10      |
| 同        | 渡辺弥寿雄  | 同 長谷堂1286 - 3      |
| 同        | 遠藤清一   | 同 東籠野町29 - 3       |
| 同        | 沼尻光弥   | 東村山郡山辺町大字山辺834     |
| 同        | 小林幸一郎  | 山形市大字上反田42         |
| 同        | 鈴木重松   | 同 大字漆山3268         |
| 同        | 荒木利孝   | 同 大字内表88           |
| 同        | 吉田晃    | 東村山郡山辺町大字要害621 - 1 |
| 同        | 高野稽理   | 山形市大字門伝114         |
| 同        | 川口傳四郎  | 同 大字陣場新田43         |
| 同        | 佐藤章夫   | 同 南館一丁目9 - 27      |
| 同        | 逸見正志   | 同 上町二丁目6 - 27      |
| 同        | 菊地久    | 同 大字向新田字向野276 - 2  |
| 同        | 田苗良一   | 同 千歳二丁目15 - 26     |
| 同        | 森谷正志   | 同 下条町一丁目4 - 62     |
| 監事       | 小山利晴   | 同 飯塚町44            |
| 同        | 東海林春雄  | 同 大字青柳513          |
| 同        | 向田作右工門 | 同 大字村木沢387         |

山形県告示第1105号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年12月2日

山形県知事 齋藤 弘

1 土地改良区の名

最上川土地改良区

2 事務所の所在地

東田川郡庄内町余目字上梵天塚15番地

3 認可年月日

平成17年11月22日

山形県告示第1106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき大江町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大江都市計画用途地域

2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第1107号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

1 指定の番号 私有村総西建第208号

2 指定の場所 西村山郡朝日町大字四ノ沢字上ノ田930番6、934番3の一部、934番9

3 道路の現況 幅員 6.00、9.00メートル  
 延長29.79、10.00メートル

4 指定年月日 平成17年11月21日

山形県告示第1108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年12月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県道

2 路線名 天童大江線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|--------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 寒河江市六供町一丁目335番から<br>同 大字寒河江字塩水15番1まで | 旧    | 50.4メートル<br>↓<br>5.7 | メートル<br>815 |
| 同 上                                  |      | 49.6メートル<br>↓<br>9.2 | メートル<br>800 |
| 同 上                                  | 新    | 49.6<br>↓<br>9.2     | 同 上         |



山形県告示第1109号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び高畠町役場において縦覧に供する。

平成17年12月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 指定の番号 私有置総建第268号
- 2 指定の場所 東置賜郡高畠町大字糠野目字鎌塚台四2415 - 2、2424 - 6、2427 - 7
- 3 道路の現況 幅員 6.0メートル  
延長77.9メートル
- 4 指定年月日 平成17年11月21日

山形県告示第1110号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年12月2日

山形県知事 齋藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程  
山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「 春日町7番20号 」 を 「 清住町二丁目1番4号 」 に改める。

附 則

この規程は、平成17年12月5日から施行する。

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第174号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年12月2日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

1 病院の項の表中 「 飽海郡遊佐町大字遊佐町字石田7 」 を 「 飽海郡遊佐町遊佐字石田7 」 に

改め、2 老人ホームの項の表中 「 飽海郡遊佐町大字菅里字菅野南山7 - 1  
" 大字遊佐町字木ノ下2 」 を

「 飽海郡遊佐町菅里字菅野南山7 - 1  
" 遊佐字木ノ下2 」 に改め、3 身体障害者更生援護施設の項の表中

「 飽海郡遊佐町大字当山字上戸8 - 1 」 を 「 飽海郡遊佐町当山字上戸8 - 1 」 に改める。

## 山形県選挙管理委員会告示第175号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成17年12月2日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の団体

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地       | 届出年月日     |
|--------------|--------|----------|------------------|-----------|
| 伸和会(小松伸也後援会) | 小松伸也   | 姉崎進      | 最上郡真室川町大字大沢810-1 | 平成17.11.1 |
| 真室川町を明るくする会  | 井上薫    | 渡部文則     | 最上郡真室川町大字新町216-1 | 同         |
| まむろがわ啓友会     | 柿崎啓二   | 佐藤学      | 最上郡真室川町新町979-66  | 同 11.10   |

## 山形県選挙管理委員会告示第176号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成17年12月2日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類    | 資金管理団体の名称    | 主たる事務所の所在地       | 代表者の氏名 | 届出年月日     |
|--------|----------|--------------|------------------|--------|-----------|
| 小松伸也   | 真室川町議会議員 | 伸和会(小松伸也後援会) | 最上郡真室川町大字大沢810-1 | 小松伸也   | 平成17.11.1 |

## 公 告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成17年12月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
財団法人山形県農業公社  
山形市緑町一丁目9番30号
- 2 農地保有合理化事業の実施地域  
山形県における農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- 3 農地保有合理化事業の種類
  - (1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業
  - (2) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業
  - (3) 法第4条第2項第2号の2に規定する農地貸付信託事業
  - (4) 法第4条第2項第3号に規定する農業生産法人出資育成事業
  - (5) 法第4条第2項第4号に規定する研修等事業
- 4 承認年月日  
平成17年11月1日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年12月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県電子入札システムに係る電子計算機等の賃貸借サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県土木部建設企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673
- 3 落札者を決定した日 平成17年10月25日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 5,331,900円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成17年9月13日

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施する。

平成17年12月2日

山形県公安委員会  
委員長 鏡 谷 誠 一

- 1 検定の種別  
施設警備業務2級
- 2 検定の期日及び場所
  - (1) 期 日  
平成18年3月4日（土）午前9時30分から午後5時まで
  - (2) 場 所  
天童市大字高楯1300番地 山形県総合交通安全センター
- 3 検定対象者  
検定対象者は、住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山形県内にある者とする。
- 4 受検定員  
30人
- 5 受検手続
  - (1) 受検の申込み  
検定を受けようとする者は、住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する山形県内の警察署に、次に掲げる書類を添付した検定申請書を直接持参すること。ただし、申請者の住所地及びその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山形県内にある場合にあつては、ア又はイに掲げるいずれかの書面を添付することを要しない。  
ア 住所地が山形県内にある者にあつては、その者の住所を疎明する書面  
イ 警備員でその者が属する営業所の所在地が山形県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面  
ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影月日を記入したものの2葉
  - (2) 受付期間  
平成18年1月13日（金）から同月20日（金）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (3) 検定手数料  
16,000円
  - (4) 申込み上の注意事項  
ア 申請者数が定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。

イ 検定手数料は、山形県証紙で納付すること。

(5) 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署において交付する。

6 検定の順序等

検定は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

7 その他

(1) 検定当日は、筆記用具を持参すること。

(2) 本検定についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話023(626)0110内線3032)又は山形県内の各警察署に行うこと。

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第53条第10項の規定により、次の登録職員団体から解散した旨の届出があった。

平成17年12月2日

山形県人事委員会  
委員長 古澤茂堂

| 登録職員団体の名称 | 解散年月日       |
|-----------|-------------|
| 平田町職員組合   | 平成17年10月31日 |
| 八幡町職員労働組合 | 同           |
| 松山町職員労働組合 | 同           |

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)第33条第1項第2号の規定により、平成16年11月25日に確定した下記に掲げる採用試験の採用候補者名簿を平成17年11月25日をもって失効させた。

平成17年12月2日

山形県人事委員会  
委員長 古澤茂堂

記

- 1 平成16年度山形県職員採用中級試験
- 2 平成16年度山形県職員採用初級試験
- 3 平成16年度山形県警察官採用試験(警察官B(男性)及び警察官B(女性))